

全般Q & A

(※以下のQ & A中「研究費」とあるのは、特にことわりがない限り「教員研究費」「科研費」「受託研究費等その他外部資金」等のすべてを指しています。)

Q 1 現在、問題視されているのは科学研究費補助金等の競争的資金の不正使用と理解していますが、研究費全般に対し、このような不正使用防止行動計画を適用させるのはなぜでしょうか？

A 1 競争的資金、運営費交付金を問わず、その原資が国民の税金や学生納付金で賄われている以上、国民の信頼に応えるため、研究機関の責任者は、研究費の不正が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のあるような環境・体制の構築を図る必要があります。また、ルールの特例的処理は極力認めず、機関としてルールの統一化を図ることが求められています。

よって、競争的資金に限定せず、運営費交付金はもとより、受託研究費や寄附金等の外部資金もその範囲に含めております。なお、物品購入、旅費、謝金の執行事実確認等の共通事項にあつては、学内での統一的運用を図るため、研究費のみにとどまらず管理的及び事務的経費の執行についても適用することとしています。

Q 2 科学研究費補助金に限って、執行状況に応じ統括管理責任者から計画的執行を促されるのはなぜでしょうか？

A 2 現在、科学研究費補助金には繰り越しルールがありますが、一定の繰り越し事由に該当しなければ認められません。予算執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意する必要があり、執行の遅れの理由を確認するとともに必要な場合は改善を求めるものです。

一方、教員研究費については、本学のルールにより、より効率的な執行が行われるよう、予算額の半額を繰り越せる状況にあるため（中期計画の最終年度を除く）対象とはせず、各教員自らが責任を持って計画的執行を図ることとしています。